

業務説明資料

本説明資料に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務設計及び実施の条件となるものではない。

1 件名

横浜市勤労者福祉共済事業業務委託

2 業務目的

横浜市内の中小企業(常時雇用する従業員が300人以下)に従事する勤労者の福祉増進を図り、あわせて中小企業の振興に寄与することを目的とする(横浜市勤労者福祉共済条例第1条)。

3 履行場所

横浜市技能文化会館(横浜市中区万代町2丁目4番地7)5階の一部(約139m²)。

4 業務概要

詳細は別添委託仕様書のとおり。

(1) 共済加入及び脱退等関連業務

(2) 共済掛金関連業務

※加入者から徴収する共済掛金は、全額本市の公金口座へ入金することとする。

(3) 祝金、弔慰金、祝品等の給付関連業務

※加入者に支払われる祝金、弔慰金等の給付金は本市から加入者へ支払うものとする。

(4) 福祉事業関連業務

(5) 事務室等の設置

(6) コンピュータシステムの設置・保守・運用業務

(7) ホームページの作成・設置・管理・運営業務

(8) SNSでの情報発信

(9) 会員加入促進業務

(10) 会員向け広報印刷物の発刊関連業務

(11) 加入者から被共済者情報等の提供依頼があった場合の資料作成業務

(12) 報告書等の作成業務

(13) 本市との定期的な連絡会の実施

(14) その他付帯する業務

5 事業実施にあたっての条件

(1) 事業期間

ア 事業年度

令和5年度から令和9年度までの5か年

イ 契約期間

令和5年度:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※受託者決定は、令和4年12月を予定

ウ 事業準備のための委託

令和5年4月1日からの円滑な事業開始のため、必要に応じて別途、受託候補者決定日から令和5年3月31日までの期間において、事業準備のための委託契約を締結する場合がある。

※事業準備内容

①事業実施に関わる各種事務の引継ぎ等

- ②コンピュータシステム等の操作習得
- ③全会員に対する、4月からの新体制に関する紙面等による告知
- ④令和5年4月1日公開のホームページ作成
- ⑤令和5年4月1日発行のガイドブック作成及び配布
- ⑥令和5年度当初（4月から5月頃）の行事等予定告知のための会員用ニュースの作成及び配布

（2）概算業務価格（上限）

339,900千円（税込）

ア 概算業務価格は令和6年度以降の業務価格を拘束又は保証するものではない。

イ 概算業務価格には、横浜市勤労者福祉共済条例第7条で定める金品のうち、給付金に伴う経費は含まれない。

ウ 次の経費について、概算額を委託費に計上すること。

（ア）横浜市勤労者福祉共済条例第7条で定める金品のうち、給付品に伴う経費の見込額

22,132千円

※内訳

種別	単価	金額（税込）
入学祝品	2,000円相当の品物	7,612千円
永年勤労祝品	10,000円相当の品物	14,190千円
事務費		330千円
合 計		22,132千円

（イ）コンピュータシステムの設置・保守・運用業務に伴う経費の見込額（税込）

10,780千円

（3）事務室の設置

本事業を実施する事務室は、3の履行場所に設置すること。

事務室に係る設置費用、業務遂行に必要な備品等及び光熱費等は委託費に計上すること。ただし、事務室を設置する部屋の使用料は全額減免とする。

（4）履行にあたっての留意点

ア 事業実施に際しては、常に本市職員と密接な連携を図るようにすること。特に、詳細事項及び内容について疑義が生じた場合、また、業務上重要な事項の選定・決定については、あらかじめ本市職員と協議し、その指示又は承認を受けること。

イ 「ハマふれんど」の愛称と、現在の「ハマふれんど」のロゴはそのまま使用すること。

ウ 関係法令の順守

関係法令及び本市契約関係規定等を順守し、関係法令等の趣旨に沿った業務の実施を図ること。なお、本事業のために、本市規定を変更することはない。

《参考》関係規定等の参照

横浜市勤労者福祉共済条例：

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000703.html

横浜市勤労者福祉共済条例施行規則：

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00000704.html

横浜市契約関係：

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei.html>

横浜市個人情報の保護に関する条例：

https://cgi.city.yokohama.lg.jp/somu/reiki/reiki_honbun/g202RG00001340.html

(5) 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、本市と受託候補者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。

(6) 委託料の支払い

委託料は、原則として、各月の業務の完了後に提出される「部分完了に係る委託完了届出書」を、本市が検査した後に支払うものとする。